

地域未来投資促進法における 連携支援計画のガイドライン

平成 2 9 年 1 1 月
経 済 産 業 省
地域経済産業グループ
地域未来投資促進室

－ 目次 －

第 1 連携支援計画の作成について	2
I 必須記載事項	2
1 連携支援事業の目標	2
2 連携支援事業の内容及び実施時期	3
3 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項 ...	3
II 任意記載事項	5
1 補助金等交付財産の活用に関する事項	5
第 2 連携支援計画の承認について	6
1 当該連携支援計画が基本方針に照らし適切なものであること	6
2 当該連携支援計画に係る連携支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	6
第 3 連携支援計画の承認取消しについて	7
1 法第 28 条第 2 項の規定に基づく承認の取消しの基準	7
第 4 地域経済牽引事業計画に係る特例措置の活用について	8
1 法第 30 条に規定する財産処分の制限に係る承認の手続の特例	8

第1 連携支援計画の作成について

連携支援計画の作成に当たっては、同計画の項目に応じて次の点に留意すること。

I 必須記載事項

1 連携支援事業の目標

連携支援事業の目標として、基本方針第二イ(2)に基づいて、次の項目について記載すること。

① 支援対象とする事業分野

一地域経済牽引事業を促進する観点から、主に連携支援事業を実施すると想定される地域において、当該地域の状況、特色及び課題並びに当該地域に所在する地域経済牽引支援機関の機能や様態等を踏まえ、当該連携支援事業が支援対象とする事業分野について記載すること。

一なお、主に連携支援事業を実施すると想定される地域において、同意基本計画が作成されている場合は、当該同意基本計画の「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載されている「(1) 地域の特性及びその活用戦略」と連携支援事業が支援対象とする事業分野の整合を図ること。

一加えて、主に連携支援事業を実施すると想定される地域において、同意基本計画が作成されていない場合は、その後、当該地域の基本計画が提出された時点で、当該基本計画の「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載されている「(1) 地域の特性及びその活用戦略」と連携支援事業が支援対象とする事業分野の整合を図ること。

② 地域における産学官金の地域経済牽引支援機関の連携による切れ目のない支援体制の構築

一現状の地域における支援体制の状況と比較し、当該地域の産学官金の地域経済牽引支援機関の連携によって、切れ目のない支援体制を構築する旨を記載すること。

③ 地域の各地域経済牽引支援機関の役割と責任の明確化

一連携支援事業を共同で実施する各地域経済牽引支援機関の役割と責任を明確化することによって、効果的に連携支援事業を行う旨を記載すること。

④ 地域内で不足する支援機能の地域外からの補完

一「①支援対象とする事業分野」と地域に存在する地域経済牽引支援機関の支援機能及び能力を比較し、具体的にどのような支援機能が不足しているか分析し、その機

能を地域外から補完する旨及びその方法を記載すること。

⑤ 想定する支援件数

－連携支援事業において支援すると想定される地域経済牽引事業の件数（支援件数）を記載すること。

※支援件数については、年度あたり及び連携支援事業の実施時期を通じた件数を記載すること。

⑥ その他

－上記以外に、連携支援計画の承認に係る審査に必要と思われる事項を記載すること。

2 連携支援事業の内容及び実施時期

連携支援事業の内容について、当該連携支援事業を共同で実施する各地域経済牽引支援機関が提供できる支援機能を考慮し、支援機能の全体像を記載すること。

また、連携支援計画の期間は5年（承認の日から5年を経過する日が属する年度末）を原則とする。5年よりも短期又は長期の期間を設定する場合には、当該連携支援計画の期間の合理性について記載すること。なお、当該連携支援計画の期間は、「本計画の期間は承認の日から平成〇年度末日までとする。」と正確に記載すること。

また、主に連携支援事業を実施すると想定される地域において、同意基本計画が作成されている場合は、当該同意基本計画の期間と整合を図ること。

3 連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項

(1) 連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びに当該地域経済牽引支援機関の役割

連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関について、当該地域経済牽引支援機関ごとに、①名称、②住所、③代表者名、④役割を記載すること。

また、1の欄には、代表者が記入し、2の欄以降、代表者以外が記入を行うこと。地域経済牽引支援機関は、連携支援事業の実施に真に必要な支援機関のみに絞り、具体的な役割を記載すること（単に構成員という記載は不可）。

地方公共団体の運営する公設試験研究所の場合、「●●県公設試験研究所」などと記載し、運営主体の地方公共団体を明示的に把握できるようにすること。

(2) 連携支援事業を共同で実施する地域経済牽引支援機関の相互の提携又は連絡に関する事項

連携支援事業の円滑な実施のために、地域経済牽引支援機関間で行う相互の提携又は連絡に関する具体的な方法について記載すること。

※具体的には、規約の締結や定期的な情報交換、連携事業の実施方針の確認のための定期的な会議の開催などが想定される。

Ⅱ 任意記載事項

1 補助金等交付財産の活用に関する事項

連携支援事業を行おうとする者に地方公共団体を含む場合であつて、かつ、法第30条に基づく財産の処分の制限に係る承認のの特例の特例を活用する場合には、当該特例の対象となる補助金等交付財産について、補助金等交付省庁、補助金等の番号を記載すること。

第2 連携支援計画の承認について

連携支援計画の承認に当たっては、次の事項を基準とする。

1 当該連携支援計画が基本方針に照らし適切なものであること

当該連携支援計画において、連携支援事業の目標、連携支援事業の内容及び実施時期、連携支援事業を実施する者の役割分担、相互の提携又は連絡に関する事項について、基本方針を踏まえて適切な内容が記載されていること。

2 当該連携支援計画に係る連携支援事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

具体的には、当該連携支援計画において、次の事項が確認できること。

- ・ 想定される事業分野に沿った支援内容が確保されていること。
- ・ 地域経済牽引支援機関間での役割分担が適切になされ、責任関係が明確になっていること。
- ・ 地域経済牽引支援機関間での連携を確保するため、相互の提携又は連絡に関する事項に適切な内容が記載され、地域経済牽引支援機関間で密接な連携が実現される可能性が高いこと。

第3 連携支援計画の承認取消しについて

連携支援計画の承認取消しに当たっては、次の事項を基準とする。

1 法第28条第2項の規定に基づく承認の取消しの基準

連携支援計画の承認の取消しの基準は、承認を受けた連携支援計画の円滑な遂行に著しい支障が生じており、連携支援事業が実施されておらず、又は当該連携支援事業が法、基本方針若しくは本ガイドラインの基準に該当せず、若しくは該当しなくなると認められること。

なお、承認を受けた連携支援計画の取消しに際しては、当該連携支援計画の承認をした主務大臣間で連絡調整を図った上で、取消しの理由を付して取消しの処分がなされた旨を申請者たる地域経済牽引支援機関に通知するものとする。

第4 地域経済牽引事業計画に係る特例措置の活用について

1 法第30条に規定する財産処分の制限に係る承認の手続の特例

連携支援事業を行おうとする地域経済牽引支援機関（地方公共団体を含むものに限る。）が法第30条に規定する財産処分の制限に係る承認の手続の特例を活用しようとする場合には、連携支援計画のほか、当該連携支援事業を行おうとする地域経済牽引支援機関が転用しようとする補助金等交付財産に関する補助金等を交付した各省各庁の補助金等交付財産の転用に係る申請書を添付すること。

主務大臣は、連携支援事業を所管する立場から連携支援計画の承認をすることになり、補助金等を交付した各省各庁は、補助金等を所管する立場から、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条における承認の基準に照らして本特例に係る連携支援計画の同意の可否を行うことになることから、必要に応じ図面や写真を添付するなど、資料により現状がわかるようにすること。

また、本特例を活用しようとする場合、地域経済牽引支援機関は補助金等を交付した各省各庁から追加的に資料を求められることがあることに留意すること。